

令和 8 年度
広島県薬物乱用対策推進本部会議
資料

広島県薬物乱用対策推進本部

目 次

【報告事項】

令和7年度広島県薬物乱用対策実施結果について	1
第1 広報啓発活動の積極的な推進	
1 各種広報活動の推進	1
2 各種指導者を通じての啓発活動の推進	3
3 青少年に対する指導、啓発活動の強化	4
4 各種団体の協力等による啓発活動の推進	4
5 各種運動を通じての啓発活動の推進	4
第2 取締りの徹底と厳正な処分及び水際対策の推進	
1 薬物事犯等の取締状況と処分	5
2 覚醒剤等取扱者に対する指導取締り	5
3 「覚醒剤等薬物事犯の取締強化期間」の実施	6
4 取締関係機関の連携強化	6
第3 薬物乱用者に対する医療対策、社会復帰等の推進	
1 矯正施設収容者等に対する処遇	6
2 薬物依存・中毒者の社会復帰の支援の充実強化	7
3 関係機関相互の連携及び講習会等	7
4 相談窓口等による乱用者対策	7
覚醒剤等薬物乱用者検挙・補導状況	8
医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）が原因と疑われる救急搬送状況	18

【協議事項】

議案 令和8年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について	22
------------------------------	----

令和7年度 広島県薬物乱用対策実施結果

第1 広報啓発活動の積極的な推進

1 各種広報活動の推進

(1) SNS・テレビ・ラジオ・HP等

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
広島税関支署	・FMラジオ（エフエムふくやま）で情報提供依頼		終了
広島県警察本部	・HP、SNS、民放ラジオ・テレビ等で啓発 ・公式SNS（X、Instagram、Facebook）で大麻乱用防止を広報 ・専門学校とのタイアップ動画（大麻に特化）制作及びデジタルサイネージ・SNS等で放映		継続
広島県健康福祉局	・SNS（LINE）広告を活用し、30歳未満女性に相談窓口を周知 2月（表示 5,781,080回（前年度比2.4倍）→クリック 21,630回（前年度比1.4倍））【拡充】 ・HPの随時更新	オーバードーズによる救急搬送が多い30歳未満女性をターゲットとし、3種類の表示内容を作成	拡充
広島県立総合精神保健福祉センター	・HPで相談窓口、家族教室、回復プログラム等を周知		継続
広島市	・HP特設サイト「薬物の誘いにはきっぱりNO!」を運営 ・TVer広告に掲載【新】 8月～9月（表示 125,974回→視聴 119,707回） 2月16日～3月15日（表示 61,059回→視聴 58,424回） ・佐伯区役所デジタルサイネージで放映 ・街頭ビジョン（NAVIA）、マツダズームズームスタジアムわが街NAVI(4か所)、Bucci_A_SIGNAGE(19か所)で市作成動画を放映 ・エディオンピースウイング広島（二十歳を祝うつどい）の大型ビジョンでPR動画を放映【新】	TVer広告の表示→視聴率は95%を超え、45～59歳・女性が多い傾向	継続

(2) 広報紙

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
広島県警察本部	・各交番のミニ広報紙（毎月発行）で啓発（各戸・事業所に回覧配布）		継続
広島市	・広報誌「ひろしま市民と市政」に「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。」、 大麻乱用の検挙状況、ゾンビたばこ について掲載【拡充】	乱用事例等に合わせてタイムリーに注意喚起	継続

(3) ポスター・パンフレット等

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
広島地方検察庁	・「ダメ。ゼッタイ。」、県作成資材及び厚生労働省作成ポスターを庁内に掲示し、リーフレットを待合室に設置		継続
中国矯正管区	・ポスターを庁内に掲示 ・ダルク定期刊行物を回覧等		継続
広島刑務所	・ポスターを庁内（面会待合室を含む）に掲示 ・パンフレット等を面会待合室に設置し、家族等一般外来者へ啓発		継続
広島拘置所	・ポスター、パンフレット、リーフレットを面会待合室に設置		継続
広島少年院	・運動月間に合わせてポスターを体育館等に掲示		継続
広島保護観察所	・回復支援に関するリーフレット等を待合室に設置 ・薬物事犯者の初回面接時にリーフレット等を交付 ・本部提供のポスターを庁内、更生保護施設（2施設）に掲示		継続
広島出入国在留管理局	・ポスターを局内に掲示		継続
広島税関支署	・広島、広島空港、福山税関支署及び呉出張所がポスターを申請窓口及び庁内に掲示 ・呉出張所がポスターを公共施設（呉港栈橋等）に掲示 ・広島、福山税関支署及び呉出張所が地域住民に海上保安部、警察及び保健所と合同で薬物の撲滅等を訴え、啓発用グッズ等を配布 ・広島税関支署が県西部保健所「626ヤング街頭キャンペーン」に参加し啓発用グッズ等を配布		継続

(3) ポスター・パンフレット等

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
中国運輸局 広島運輸支局	・ポスターを庁舎内に掲示		継続
第六管区海上保安 本部・広島海上 保安部	・県作成等ポスターを庁内（エレベーターホール等）に掲示するとともに 募金箱を設置 ・巡視船艇のライトメール機能により、通行船舶等海事関係者に啓発		継続
広島労働局	・県作成ポスターを掲示		継続
広島大学医学部	・新入生オリエンテーションで「学生生活の手引き（薬物乱用の注意喚起）を配付		継続
広島県医師会	・ポスターを佐伯地区・松永沼隈地区・深安地区医師会が掲示		継続
広島県薬剤師会	・年間を通してポスターを掲示するとともに募金箱を設置 ・テキスト「薬物の乱用はダメ。ゼッタイ。」、「薬の基礎知識」、「 薬のオーバードーズって何だろう（小学生向け・中学生向け） 」を保育園、幼稚園、小・中・高校、特別支援学校、大学、老人クラブ、公民館等で開催した薬物乱用防止教室で配付【 拡充 】 ・薬事衛生指導員等を委嘱（102名）	オーバードーズの内容を追加	継続
広島県教育委員会 豊かな心と身体育成課 生涯学習課	・ポスターを募集 ・保護者向け薬物乱用防止教室を開催 ・ポスター及び資料を配布 ・高校等卒業予定者向け読本「薬物のこと大麻のこと誤解していると危険です！」を配布 ・小学校6年生の保護者向け読本「子供のまわりには危険がいっぱい」を配布 ・「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」等を掲示 ・全国高校PTA連合会作成保護者向けパンフレット「NO! DRUG」を配布		継続
広島県警察本部	・パンフレット等を各警察署の薬物乱用防止教室等で配付 ・運動実施に伴い、ポスター等を掲示 ・覚醒剤乱用防止ポスターを各警察署、交番等に掲示		継続

(3) ポスター・パンフレット等

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
広島県環境県民局	・薬物依存症治療拠点機関「医療法人せのがわ」作成リーフレットを広島保護観察所、広島刑務所、広島拘留所等に配布		継続
広島県健康福祉局	・中・高校生から募集した図案を使用したポスター2,800枚（前年度比▲100枚）、リーフレット55,500枚（前年度比+3,700枚）を作成し、関係機関・団体に配布（応募数：109点（中学生34点・高校生75点））		継続
広島市	・市作成リーフレットを配布（5,000部） ・市内大学（4校）にリーフレット（3,600部）を配布依頼及びデータ提供 ・「学生生活スタートブック（薬物防止等を含む）」を配布 ・広島市立大学でポスター掲示及びリーフレット・小冊子を設置 ・市保健所、精神保健福祉センター、健康推進課、各区地域支えあい課、こども青少年支援部、教育委員会、広島市立大学が運動期間中に国作成ポスターを掲示（6か所）し、国作成リーフレットを配布（14か所） ・上記機関が「あやしいヤクヅツ連絡ネット」ポスターを掲示（188枚）し、リーフレットを配布（358枚） ・上記機関、各公民館が運動期間中に、国・県作成ポスターを掲示（284枚）し、国作成パンフレット（13か所）や県作成リーフレットを配布（13か所） ・第13回政令指定都市薬剤師会統一薬物乱用防止キャンペーンで街頭啓発（うちわ配布（1,000本）） ・ 市立高校・中等教育学校にリーフレットを配布（6,647枚）【新】 ・安芸区地域支えあい課が健康フェスティバルでポスターを掲示し、リーフレットを配布 ・各区役所でポスターを掲示及びパンフレットを配置 ・各小・中・高校、特別支援学校等に 国訪問事業活用を呼びかけ【拡充】 ・各中・高校、特別支援学校等にポスター出品を呼びかけ ・各小・中・高校、特別支援学校等に通知及びDVD等の貸出しを紹介 ・各中・高校、特別支援学校等へポスター及び啓発資材を配布 ・各小・中・高校、特別支援学校等に保護者向け薬物乱用防止教室への協力を呼びかけ ・市精神保健福祉センターでパネル展示 ・ 国作成小学6年生保護者向け及び高校卒業予定者向け読本を配布【新】		継続
各機関・団体	・各種月間等にポスターを庁舎に掲示及びチラシ等を配布		

(4) 立看板・懸垂幕等

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
広島税関支署	<ul style="list-style-type: none"> ・呉出張所に「許しません白い粉」の懸垂幕・横断幕を掲示 ・広島、広島空港、福山税関支署及び呉、尾道糸崎出張所に「年末特別警戒」の懸垂幕・立看板を掲示 ・福山税関支署に「社会悪物品等取締強化実施中」の立看板を掲示 ・呉出張所玄関ホールに「密輸阻止」ののぼりを掲示 ・呉、尾道糸崎出張所入口液晶モニターに映像を表示 ・広島空港税関支署検査場液晶モニターにポスターを表示 		継続
広島県教育委員会生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・「『薬物乱用は1回でもダメ!!』一回の乱用でも犯罪です」、「『薬物乱用防止はあなたが主役』お父さんお母さん『うちの子に限って』は危険です!!」の横断幕を掲示【新】 		継続
広島県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・各警察署で電光掲示板、懸垂幕等を活用した広報を実施 		継続

(5) 講習会、視聴覚教材の活用等

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
広島大学医学部	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署職員を講師に招いた注意喚起、大麻事例等や違法薬物の危険性を扱ったDVDを視聴 ・課外活動学生等の代表者会議を開催し、大学教員から注意喚起及び医療系の学生としての自覚を呼びかけ 		継続
広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・安佐南区の精神保健福祉相談員が、安田女子大生1,200名のメンタルヘルス講義で市販薬の過剰摂取を注意喚起【拡充】 ・麻薬取締官を講師に招き、都市学園大生74名に講義を実施 ・市立大学新入生424名の学生生活全般に係る講和で啓発 ・精神保健福祉センターが、市民102名（前年度比+80名）に依存症関連講演会（市販薬・処方薬依存）を実施【拡充】 	<p>講義にオーバードーズの内容を追加</p> <p>依存症離脱の難しさ等、大変勉強になったと好評</p>	継続 中断
広島県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校薬剤師・薬事衛生指導員合同研修会を開催（118名（来場19名・オンライン99名）、講師：日本薬剤師会学校薬剤師部会長） 		継続
広島県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・各警察署にDVDを適宜貸出し、薬物乱用防止教室・講演で活用 		継続
各機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発用映画等の貸出しにより、中・高校生、地域住民等に啓発 		継続

2 各種指導者を通じた啓発活動の推進

(1) 研修会、各種会合等での啓発活動

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
広島保護観察所	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物事犯者の引受人会・家族会に、保護司18名（前年度比+4名）が参加し、問題認識の向上及び指導力を強化【拡充】 	依存症について学ぶことができたと好評	拡充
中国四国厚生局麻薬取締部	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止指導員等の指導者層を対象とした講演を実施（220名） 		継続
中国運輸局広島運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者特別講習を実施（19名） 		継続
広島県教育委員会豊かな心と身体育成課	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小・中・高・特別支援学校（広島市を除く）の保健主事研修（5会場）を開催し、児童生徒の発達段階に応じた継続的な取組を指導 ・薬物乱用の心身への影響、現状と対策等を習得する薬物乱用防止教育認定講師養成講座を実施【拡充】 	学習指導要領をもとにした発達段階に応じた指導内容・方法等が好評	継続
広島県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ライオンズクラブ、教育委員会生徒指導アドバイザー、安全運転管理者、歯科医師会、保護司会等に講演を実施 ・暴力追放協議会及び警察署協議会を開催（各26警察署） 		継続
広島県立総合精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・回復プログラム実施施設の拡大及び支援者の対応力向上に向けた助言指導（保護観察所、少年更生施設等（6回））や職員研修等（3回（延べ24名））を実施 ・薬物依存症対策支援者スキルアップ研修会を開催（90名） 		継続

(2) 広島県薬物乱用防止指導員による啓発活動

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
広島県健康福祉局各地区協議会（指導員）	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体からの推薦を受け、指導員を委嘱（指導員361名） ・薬物乱用防止教室・講習会を実施（144回・18,894名受講）【拡充】 <前年度比>+9回、+2,422名受講 <学校種別内訳>小学校80回、中学校36回、高校17回、大学1回 その他（中高一貫校含む）10回 <地区別内訳>広島市19回、広島1回、安芸2回、呉24回、芸北1回 東広島39回、尾三20回、福山29回、備北9回 ・街頭、各種集会・会合で啓発活動を実施 	講習内容にオーバードーズの内容を追加	継続

3 青少年に対する指導、啓発活動の強化

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
広島少年鑑別所	・学校の依頼で、薬物乱用防止指導（回復者の協力を得てインタビュー映像を活用）を実施（小学校1校・中学校4校・高校3校）【拡充】 ・視聴覚教材・課題作文等により在所者の問題意識を高める啓発を実施	映像により薬物乱用の恐ろしさの実感度を向上	継続
広島少年院	・県立松永高校の全生徒に薬物乱用防止教室を実施		継続
貴船原少女苑	・薬物非行防止指導や保健講話等で、外部講師や看護師等による違法薬物・薬の過剰服用の危険性等に係る授業を実施		継続
広島税関支署	・矢野南小学校（6年生44名）、草津小学校（6年生125名）、畑賀小学校（6年生25名）、近大附属広島中学校福山校（3年生5名）、安田女子大学及び広島修道大学（6名）に、福山税関支署が笠岡市立東中学校（生徒116名）に、広島空港税関支署が本郷小学校、入野西小学校、本郷西小学校（6年生計65名）に、業務体験を主体とした薬物乱用防止教室を実施		継続
中国四国厚生局 麻薬取締部	・教育機関の学生及びその教職員に講演・研修等を実施（1,878名）		継続
広島県医師会	・安芸高田市医師会が小学校6校、中学校5校に授業、佐伯地区医師会が小学校14校、中学校2校、高校2校に薬物乱用防止教室、豊田郡医師会がオーバードーズやPTAへの注意喚起を実施【拡充】	教育委員会とも情報共有し、未実施学校への実施を働きかけ	継続
広島県教育委員会 豊かな心と身体育成課	・保健領域（体育、保健体育）で学習指導を実施 ・各校で時期・方法を工夫した薬物乱用防止教室を可能な範囲で実施 小学校286校(91.4%)、中学校160校(87.9%)、高校89校（89.9%）		継続
広島県警察本部	・生活安全部少年対策課が小学校72校(16,036名)、中学校131校(27,064名)、高校99校（30,639名）に 犯罪防止教室 を実施 （前年度比+17校、+25,890名）【拡充】 ・刑事部組織犯罪対策第三課が小学校53回(12,237名)、中学校96回(19,293名)、高校74回(23,002名)、専門学校3回(96名)、大学11回（1,896名）、企業等357回(6,006名)に 薬物乱用教室・講演 を開催 （前年度比+15回、+6,458名）【拡充】	小・中学校での開催を増やし、大麻等の乱用防止に向け、10代前半への啓発を強化 大学生の薬物事件が報道され、大学側からの薬物乱用防止教室の依頼が増加	継続
広島県健康福祉局	・薬物乱用防止教室を実施 ・大学生をヤング薬物乱用防止指導員として委嘱（7大学43名）		継続
広島市	・小学校140校、中学校63校、高校7校、中等教育学校1校、特別支援学校1校の体育科・保健体育科で薬物乱用防止教室を実施（実施率100%）		継続

4 各種団体の協力等による啓発活動の推進

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
広島税関支署	・福山税関支署が関税協会福山地区保稅部会総会（26名）、保稅業務説明会（23名）、呉出張所が関稅稅關勉強会（19名）、稅關業務説明会（12名）で情報提供を依頼 ・広島、広島空港、福山税関支署及び呉出張所が年間を通して航空会社、旅行会社に情報提供を依頼 ・広島、広島空港、福山税関支署及び呉、尾道糸崎出張所が年間を通して漁協、マリーナ管理者、倉庫関係者等に情報提供を依頼を		継続
広島県警察本部	・各種業界会議で広報及び協力を要請 ・各地区防犯組合をはじめとする地域安全関係団体に協力を要請		継続
広島県健康福祉局	・薬物乱用防止指導員、高校生等のヤングボランティアとともに各地区で626ヤング街頭キャンペーンを実施		継続

5 各種運動を通じた啓発活動の推進

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
広島県警察本部	・「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金に協力		継続
広島県健康福祉局	・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施（6月20日～7月19日） ・「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金活動を実施（総額1,101,215円） ・不正大麻・けし撲滅運動を実施（4月1日～6月30日）		継続
広島市	・不正大麻・けし撲滅運動を実施（国作成ポスターを掲示（8か所）、国作成リーフレット（27部）及び県作成チラシ（240部）を配布、市民からの相談受付・チラシ等配布）		継続
各機関・団体	・各種月間・運動に合わせて啓発を実施		継続

第2 取締りの徹底と厳正な処分及び水際対策の推進

1 薬物事犯等の取締状況と処分

覚醒剤等薬物事犯状況

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度																								
広島地方検察庁	・徹底した捜査及び厳正な処分を実施（受理460件（前年度比+53件）、起訴処分212件（起訴率約51.1%））		継続																								
広島税関支署	・広島、福山税関支署、呉、尾道糸崎出張所が海港取締り（港湾地区・海上の巡回、外国から入港する船舶に対する船内検査・乗組員の動静監視・不正薬物の密輸入阻止） ・広島空港税関支署が空港取締り（外国から入機する航空機の旅客・乗組員への身辺・携帯品検査、不正薬物の密輸入阻止） ・広島、広島空港、福山税関支署、呉、尾道糸崎出張所が商業貨物の取締り（輸入申告される外国貨物の検査、不正薬物の密輸入阻止）		継続																								
中国四国厚生局 麻薬取締部	<ul style="list-style-type: none"> 検挙状況(警察の合同・共同捜査を含む) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>覚醒剤取締法</td> <td>13件 (3件)</td> <td>18名 (3名)</td> </tr> <tr> <td>麻薬及び向精神薬取締法</td> <td>3件 (6件)</td> <td>5名 (9名)</td> </tr> <tr> <td>麻薬及び向精神薬取締法 (大麻)</td> <td>34件 (11件)</td> <td>27名 (12名)</td> </tr> <tr> <td>大麻取締法</td> <td>2件</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>医薬品医療機器等法</td> <td>0件 (10件)</td> <td>0名 (10名)</td> </tr> <tr> <td>麻薬特例法</td> <td>11件 (7件)</td> <td>10名 (6名)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>63件 (37件)</td> <td>70名 (40名)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（ ）：前年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月、19歳の少年を大麻施用事実で逮捕し、その後、関係者の20代男性3名を逮捕し、乾燥大麻約277グラムを押収 闇バイト系の大麻リキッド密輸入事件で、東京都在住の首謀者の男や宮崎県在住のリクルーターの男等、密輸グループ6名を逮捕 広島市内の覚醒剤密売人を逮捕し、覚醒剤約123g及び大麻約107gを押収 	区分	件数	人数	覚醒剤取締法	13件 (3件)	18名 (3名)	麻薬及び向精神薬取締法	3件 (6件)	5名 (9名)	麻薬及び向精神薬取締法 (大麻)	34件 (11件)	27名 (12名)	大麻取締法	2件	10名	医薬品医療機器等法	0件 (10件)	0名 (10名)	麻薬特例法	11件 (7件)	10名 (6名)	計	63件 (37件)	70名 (40名)		継続
区分	件数	人数																									
覚醒剤取締法	13件 (3件)	18名 (3名)																									
麻薬及び向精神薬取締法	3件 (6件)	5名 (9名)																									
麻薬及び向精神薬取締法 (大麻)	34件 (11件)	27名 (12名)																									
大麻取締法	2件	10名																									
医薬品医療機器等法	0件 (10件)	0名 (10名)																									
麻薬特例法	11件 (7件)	10名 (6名)																									
計	63件 (37件)	70名 (40名)																									

覚醒剤等薬物事犯状況

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度																		
第六管区海上保安本部・広島海上保安部	・外国船舶の入港に併せた立入検査又は監視を実施（85隻、広島県を含む当管内実施隻数310隻）		継続																		
広島県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 検挙状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>覚醒剤</td> <td>139件 (146件)</td> <td>86名 (105名)</td> </tr> <tr> <td>大麻</td> <td>169件 (108件)</td> <td>103名 (81名)</td> </tr> <tr> <td>麻薬・向精神薬</td> <td>22件 (9件)</td> <td>11名 (2名)</td> </tr> <tr> <td>あへん</td> <td>0件 (1件)</td> <td>0名 (2名)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>330件 (272件)</td> <td>200名 (195名)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（ ）：前年度</p> <ul style="list-style-type: none"> けしの抜去（4,644本） 	区分	件数	人数	覚醒剤	139件 (146件)	86名 (105名)	大麻	169件 (108件)	103名 (81名)	麻薬・向精神薬	22件 (9件)	11名 (2名)	あへん	0件 (1件)	0名 (2名)	計	330件 (272件)	200名 (195名)		継続
区分	件数	人数																			
覚醒剤	139件 (146件)	86名 (105名)																			
大麻	169件 (108件)	103名 (81名)																			
麻薬・向精神薬	22件 (9件)	11名 (2名)																			
あへん	0件 (1件)	0名 (2名)																			
計	330件 (272件)	200名 (195名)																			
広島県健康福祉局	・けしの抜去（24,447本）		継続																		
広島市	・けしの抜去（28か所、2,020本）		継続																		

2 覚醒剤等取扱者に対する指導取締り

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
中国四国厚生局 麻薬取締部	・麻薬取締員の協力を得て、医療用麻薬、向精神薬、覚醒剤原料等を取り扱う診療施設・薬局等の業務所に立入検査を実施し、不適切な取扱いが見られた施設に指導を実施		継続
広島県健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬取扱施設（1,232施設（前年度比+50施設））、覚醒剤取扱施設（4施設（前年度比+2施設））、向精神薬取扱施設（1,151施設（前年度比+51施設））に対して立入検査・指導を実施【拡充】 医療機関向け研修会を実施 麻薬取扱者（医療機関・薬局）向け啓発チラシの作成【新】 		継続

3 「覚醒剤等薬物事犯の取締強化期間」の実施

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
広島税関支署	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の開催に伴う旅客等及び輸出入貨物の増加を想定し、テロ対策と併せて不正薬物等の取締りを強化（4月3日～10月15日）【拡充】 ・広島、広島空港、福山税関支署及び呉、尾道糸崎出張所が旅客及び輸出入貨物が集中する年末に取締りを強化（12月1日～12月10日） 	前年度は、神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会に合わせた取締強化を実施（4月25日～5月12日）	継続
第六管区海上保安本部・広島海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・広島税関支署呉出張所、呉警察署、広島県西部保健所呉支所及び呉海上保安部が合同で呉駅前街頭キャンペーンを実施（5月13日、10月23日、10月28日、11月12日）【拡充】 	実施部署を前年度の1部署から3部署へ増加	継続

4 取締関係機関の連携強化

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
中国四国厚生局 麻薬取締部	<ul style="list-style-type: none"> ・中国地区麻薬取締協議会を広島県で開催し、関係官庁や県業務主管課との連携を強化 		継続
広島県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・広島地区取締機関連絡会（二水会）に参加し、関係機関との連携を強化 		継続
広島税関支署	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸税関広島税関支署主催の密輸出入取締対策広島地区協議会に県下部署長等が参加し、関連機関との連携を強化 		継続
第六管区海上保安本部・広島海上保安部			継続

第3 薬物乱用者に対する医療対策、社会復帰等の推進

1 矯正施設収容者等に対する処遇

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
中国矯正管区	<ul style="list-style-type: none"> ・全国少年院の薬物非行防止指導担当職員42名に対し、アプローチ方法や対象者の問題性に焦点を当てた指導スキルの習得のための集合研修を実施（神戸ダルクや国立精神・神経医療研究センターから講師を招き、薬物依存からの回復や最近の大麻使用の動向等を講義） ・上記フォローアップ研修として、実際の少年院での指導場面映像を用いたスーパービジョンや実践・演習を実施 		継続
広島刑務所	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設内の薬物依存離脱指導対象者に、出所後の生活を具体的に考えさせるプログラム（必修77件（前年度比39名減）、専門69件（前年度比29名増）、移行（試行）55件（前年度比23名増）を実施 ・当事者の体験に触れる機会を増やすとともに、指導者の指導力向上のため、外部講師（広島ダルクや自助グループ）を招へい 		継続
広島拘置所	<ul style="list-style-type: none"> ・対象受刑者に薬物依存離脱指導を実施 		継続
広島少年鑑別所	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物非行鑑別対象者の資質・環境等の問題性を査定し、処遇方針を策定 		継続
広島少年院	<ul style="list-style-type: none"> ・特定生活指導（薬物非行防止指導）を実施 		継続
貴船原少女苑	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物非行防止指導対象者に再乱用防止に向けた指導（出院後の相談先の紹介を含む、対象者8名）やミーティング（8回）、個別面接、処遇カウンセラーによる面接、精神科診察を実施 		継続
広島保護観察所	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物事犯対象者に再乱用防止プログラム（簡易薬物検出検査及び心理教育）を集団（46回延べ103名）、個別（延べ39名）で実施 ・薬物事犯対象者への簡易薬物検出検査（延べ440回（尿388回、唾液52回））により、断薬継続を評価し、断薬意思を醸成 ・自助グループ及び医療機関から講師を招へいし、矯正施設収容中の薬物事犯者の引受人及び家族に講習を実施（延べ9名） 	プログラム終了後の任意の薬物検出検査の継続や、地域支援（自助グループ・保健・医療機関によるプログラム）の利用を促進	拡充

2 薬物依存・中毒者の社会復帰の支援の充実強化

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
中国四国厚生局 麻薬取締部	・覚醒剤等再乱用防止指導員を設置し、新規対象者6名を含む14名及びその家族に、面談や再乱用防止プログラム等の支援を実施		拡充
広島県薬剤師会	・（一社）広島ダルクに運営資金を寄付（10万円/年）		継続
広島県立総合精神 保健福祉センター	・薬物依存症者に、回復プログラム「ひま～ぶ」等を実施 （延べ24名（前年度比+2名）） （西部）平日 月～金曜 9：00～12：00、13：00～17：00 （東部）第3金曜 10：00～12：00、13：00～15：00		継続

3 関係機関相互の連携及び講習会等

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
広島刑務所	・広島ダルク及び医療機関の開催する依存症連携会議に参加等（オンライン参加を含む）		継続
広島少年鑑別所	・少年鑑別所の専門性を生かし、地域社会における非行犯罪の未然防止や再犯・再非行の防止に資するため、地域住民からの相談対応や関係機関等と連携		継続
広島少年院	・薬物乱用防止指導対象受講者に、広島ダルクによるグループワーク（関係機関・団体とつながる必要性の理解促進）を実施 ・ 出院間近の在院者 に職員が同行して 広島市精神保健福祉センターを訪問 （同所利用の説明等）【新】	出院後の相談先利用の動機付け	継続

4 相談窓口等による乱用者対策

実施機関	実施内容	評価（前年度からの主な充実等）	R8年度
中国四国厚生局 麻薬取締部	・厚生労働省、麻薬取締部のHP、関係機関の広報誌等に相談窓口（麻薬・覚醒剤相談電話）等を掲載するとともに、相談内容に応じた対応を実施		継続
広島県警察本部	・覚醒剤・麻薬相談電話を設置（9件（前年度比+1件）） ・薬物事犯検挙者に対し、対策資料を配布		継続
広島県健康福祉局	・県内各保健所等に覚醒剤等薬物相談窓口を設置するとともに、相談内容に応じた対応を実施（16件（覚醒剤5件、大麻6件、その他5件）（前年度比▲2件）） （前年度 18件（覚醒剤6件、大麻7件、その他5件）） ・ HPにエトミデート（危険ドラッグ）に係る相談窓口 を掲載【新】	乱用事例等に合わせてタイムリーに周知	継続
広島県立総合精神 保健福祉センター	・ 薬物依存症に関する相談 を実施（ 面接延べ233件（前年度比+25件） 、電話延べ33件（前年度比▲11件））【拡充】 ＜医師相談＞（西部）第1木曜 15:00～17:00 ＜相談員相談＞（西部）平日 月～金曜 9:00～12:00、13:00～17:00 （東部）第3金曜 10:00～12:00、13:00～15:00 ・ 薬物依存症者を家族に持つ人の勉強会 や情報交換等を実施 （ 延べ151名（前年度比+24名） ）【拡充】 （西部）第3木曜 10:00～12:00 （東部）第3金曜 10:00～12:00 ・薬物依存症家族教室で研修（薬物依存症の回復に必要なこと及び家族の抱えやすい悩みについて、当事者の体験発表等）を実施	新規の相談件数は減少傾向であるものの、10代～20代の若者の大麻や市販薬の相談が増加	継続
広島市	・精神保健福祉センターが相談事業を実施 ＜面談相談＞6件（前年度比▲3件） （覚醒剤・大麻関係5件・処方薬・市販薬等1件） ＜電話相談＞11件（前年度比▲1件） （覚醒剤・大麻関係4件・処方薬・市販薬等7件） ・依存症家族教室（薬物・アルコール・ギャンブル合同）を開催 （薬物関係の参加者なし、依存症家族の会の依頼で2回延べ5名派遣） ・広島県依存症治療拠点機関、広島県依存症専門医療機関（広島市内）、自助グループ、支援機関で構成される市依存症関係機関連携会議を開催し、グループワークを実施	自助グループ等とのつながりを作る場も兼ねているが、参加者の認識改善には至らなかったため、教室の進行について再検討が必要	継続

覚醒剤等薬物乱用者検挙・補導状況

令和8年4月1日現在

(注1) 令和6年までの全国の値は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料により、広島県の値は、広島県警察本部及び中国四国厚生局麻薬取締部分である。(特に記載のあるものを除く。)

(注2) 令和7年の全国の値は、警察庁の確定値。広島県の値は、広島県警察本部及び中国四国厚生局麻薬取締部確定値。

1 覚醒剤事犯検挙状況

(1)全国・広島県事犯検挙件数・人員

区分		H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
広島	件数	294	186	200	194	233	196	122	131	148	149
	人員	177	127	131	145	162	125	88	81	107	100
全国	件数	15,374	14,496	14,289	12,155	12,292	11,809	9,012	8,603	9,202	9,585
	人員	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970	6,289	6,073	6,306	6,395
	再犯者率 (%)	64.9	65.5	65.9	66.0	68.6	66.9	67.7	66.0	66.4	64.6

(2)広島県における検挙者内訳

区分	検挙人員	成人少年別		男女別		暴力団その他別		
		成人	少年	男(少年)	女(少年)	暴力団	その他	計
H28年	177	175	2	148(0)	29(2)	19	158	177
H29年	127	127	0	101(0)	26(0)	24	103	127
H30年	131	126	5	103(3)	28(2)	11	120	131
R1年	145	144	1	125(1)	20(0)	27	118	145
R2年	162	161	1	135(1)	27(0)	20	142	162
R3年	125	123	2	103(2)	22(0)	15	110	125
R4年	88	87	1	75(1)	13(0)	17	71	88
R5年	81	80	1	67(1)	14(0)	7	68	75
R6年	107	106	1	89(0)	18(1)	10	97	107
R7年	100	97	3	76(0)	24(3)	18	82	100

(注1) 成人少年別、男女別は、県警察本部及び中国四国厚生局麻薬取締部分である。

(注2) 暴力団その他別は、県警察本部分である。

(3)全国における検挙者内訳

区分	検挙人員	成人少年別		男女別	
		成人	少年	男	女
H28年	10,607	10,321	136	8,346	2,111
H29年	10,284	10,191	93	8,251	2,031
H30年	10,030	9,932	98	8,110	1,919
R1年	8,730	8,633	97	7,016	1,714
R2年	8,654	8,555	99	7,130	1,524
R3年	7,970	7,855	115	6,548	1,422
R4年	6,289	6,186	103	5,088	1,201
R5年	6,073	5,966	107	4,902	1,170
R6年	6,306	6,191	115	—	—
R7年	6,395	6,222	173	—	—

(注1) H29年検挙人員のうち2件は法人である。

(注2) H30年の検挙人員のうち1件は性別不明である。

(注3) R5年の検挙人員のうち1件は法人である。

(4)広島県における少年の検挙者内訳

区分	検挙 人数	中学生	高校生	大学生・ 専門学校生徒	有 職 少 年	無 職 少 年
H28年	2	0	1	0	0	1
H29年	0	0	0	0	0	0
H30年	5	0	0	0	0	5
R1年	1	0	0	0	0	1
R2年	1	0	0	0	0	1
R3年	2	0	0	0	1	1
R4年	1	0	0	0	0	1
R5年	1	0	0	1	0	0
R6年	1	0	0	0	0	1
R7年	3	0	0	1	1	1

(5)全国における中学生・高校生・大学生の検挙者の推移

区 分	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
中学生	7	0	3	3	0	1	1	3	5	
高校生	18	9	13	10	11	13	13	8	16	
大学生	8	19	15	26	8	19	12	25	23	

(注) R7年の検挙者の数値は現時点で未集計。

(6)全国・広島県覚醒剤押収状況

(単位:広島県 g、全国kg)

区分	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
広島	117.603	269.418	332.458	134.8	90.6	318.7	49.9	89.7	220.382	194.9
全国	1,521.4	1,136.6	1,206.7	2,649.7	824.4	998.7	475.3	1,601.6	1,473.3	1,628.6

2 シンナー等事犯補導状況

(1)広島県シンナー等事犯補導状況

区分	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
人員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2)広島県におけるシンナー等事犯補導者の内訳

区分	合 計	小学生	中学生	高校生	大学生等	有 職 少 年	無 職 少 年
H28年	0	0	0	0	0	0	0
H29年	0	0	0	0	0	0	0
H30年	0	0	0	0	0	0	0
R1年	0	0	0	0	0	0	0
R2年	0	0	0	0	0	0	0
R3年	0	0	0	0	0	0	0
R4年	0	0	0	0	0	0	0
R5年	0	0	0	0	0	0	0
R6年	0	0	0	0	0	0	0
R7年	0	0	0	0	0	0	0

3 麻薬・向精神薬事犯検挙状況

区分		H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
広島	件数	5(1)	7(2)	26(5)	5(0)	2(0)	6(1)	19(2)	14(2)	15(5)	29(0)
	人員	4(1)	6(2)	23(5)	4(0)	2(0)	5(1)	10(1)	10(4)	11(6)	16(0)
全国	件数	878(99)	921(70)	974(65)	1,068(109)	1,156(61)	1,091(71)	1,298(128)	1,737(58)	2,292(51)	2,528
	人員	505(105)	505(75)	528(67)	558(80)	638(49)	639(35)	783(41)	1,033(32)	1,382(32)	1,334

(注1) ()内は、向精神薬事犯を内数で示したものである。

(注2) 広島県のH30年、R2年、R3年の数値は広島県健康福祉局分を含む。

4 大麻事犯検挙状況

(1)全国・広島県事犯検挙件数・人員

区分		H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
広島	件数	67	60	61	51	83	123	95	104	119	197
	人員	47	55	43	35	57	87	66	88	93	136
	30歳未満	8	16	23	12	31	54	42	64	68	100
	20歳未満	0	5	12	5	2	6	16	18	13	21
	大学生	0	2	1	0	1	1	0	3	8	4
	高校生	0	2	0	0	0	2	2	3	3	6
全国	件数	3,600	4,192	4,867	5,435	6,213	7,169	6,888	8,232	7,649	9,834
	人員	2,722	3,218	3,762	4,570	5,260	5,783	5,546	6,703	6,342	6,832
	30歳未満	1,237	1,519	2,007	2,622	3,511	3,934	3,840	4,887	4,600	5,006
	20歳未満	211	301	434	615	899	1,000	917	1,246	1,142	1,373
	大学生	45	60	103	133	226	246	163	241	234	243
	高校生	32	56	77	110	160	189	150	230	206	315
	中学生	2	2	7	6	8	8	11	21	26	28
	専修学校生等	16	24	51	47	61	93	69	108	94	106
	栽培事犯	147	174	183	215	269	278	242	265	217	126
初犯率(%)	77.4	76.3	76.6	77.6	78.9	78.1	75.9	76.4	72.9	72.6	

(注1) 全国の初犯率の値は、警察庁確定値。

(注2) 「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」の施行日(令和6年12月12日)以降の麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」に係るものを含む。

(2) 広島県における事犯別検挙者内訳

区分	所持事犯	施用事犯	栽培事犯	その他	計
件数	121	59	1	16	197
人員	90	19	8	19	136
30歳未満	64	18	4	14	100
20歳未満	19	1	0	1	21
大学生	2	2	0	0	4
高校生	5	0	0	1	6

5 あへん事犯検挙状況

区分		H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
広島	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	人員	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
全国	件数	12	7	4	11	17	3	6	3	8	11
	人員	12	2	2	12	16	3	6	3	10	13

6 令和7年の人口10万人あたりの状況

区分		覚醒剤	麻薬及び向精神薬	大麻
広島	件数	5.5	1.1	7.3
	人員	3.7	0.6	5.1
全国	件数	7.8	2.1	8.0
	人員	5.2	1.1	5.6

(注) 値は、広島県では県統計課公表の令和8年1月1日現在の推計人口2,690,779人、全国では総務省統計局公表の令和8年1月1日現在(概算値)の総人口1億2295万人で算出。

図1 麻薬・覚醒剤等薬物別検挙者の年次別推移(全国)

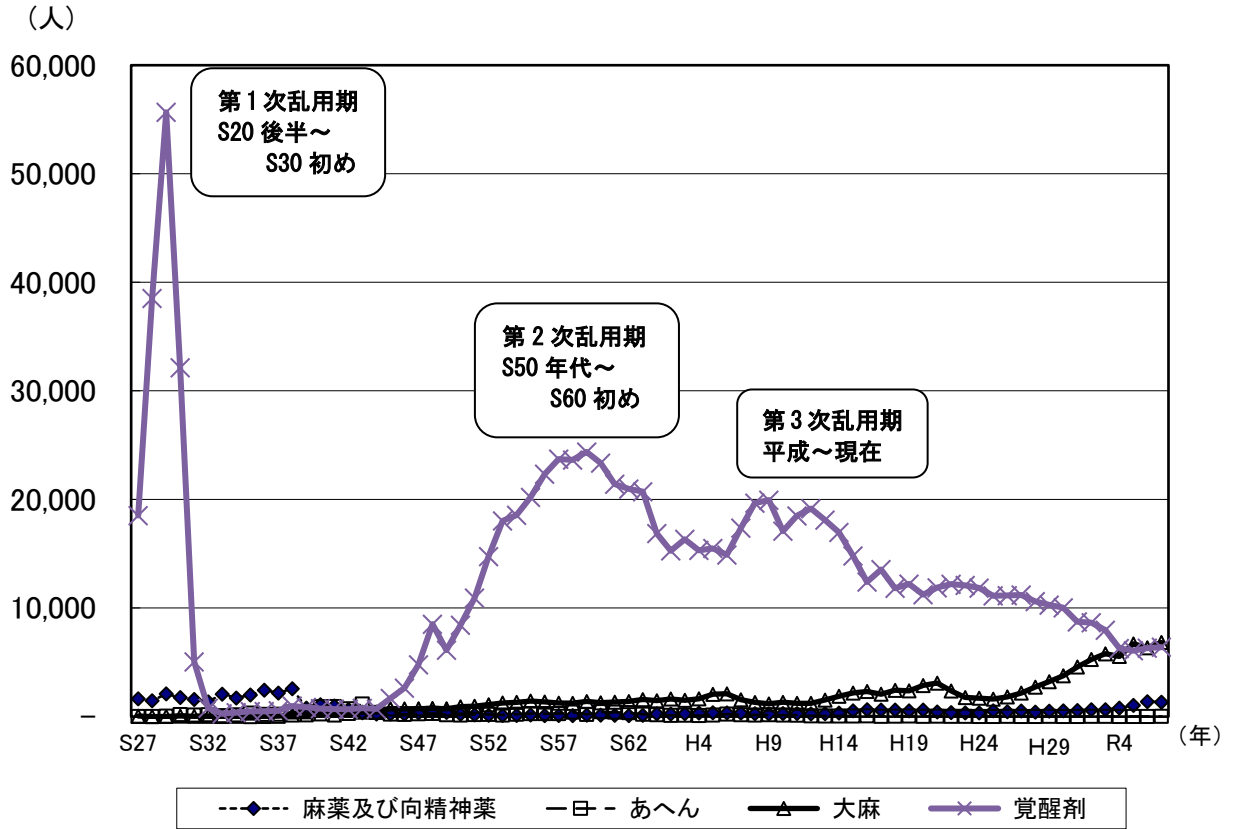


図2 覚醒剤を除く薬物別検挙者の年次別推移(全国)

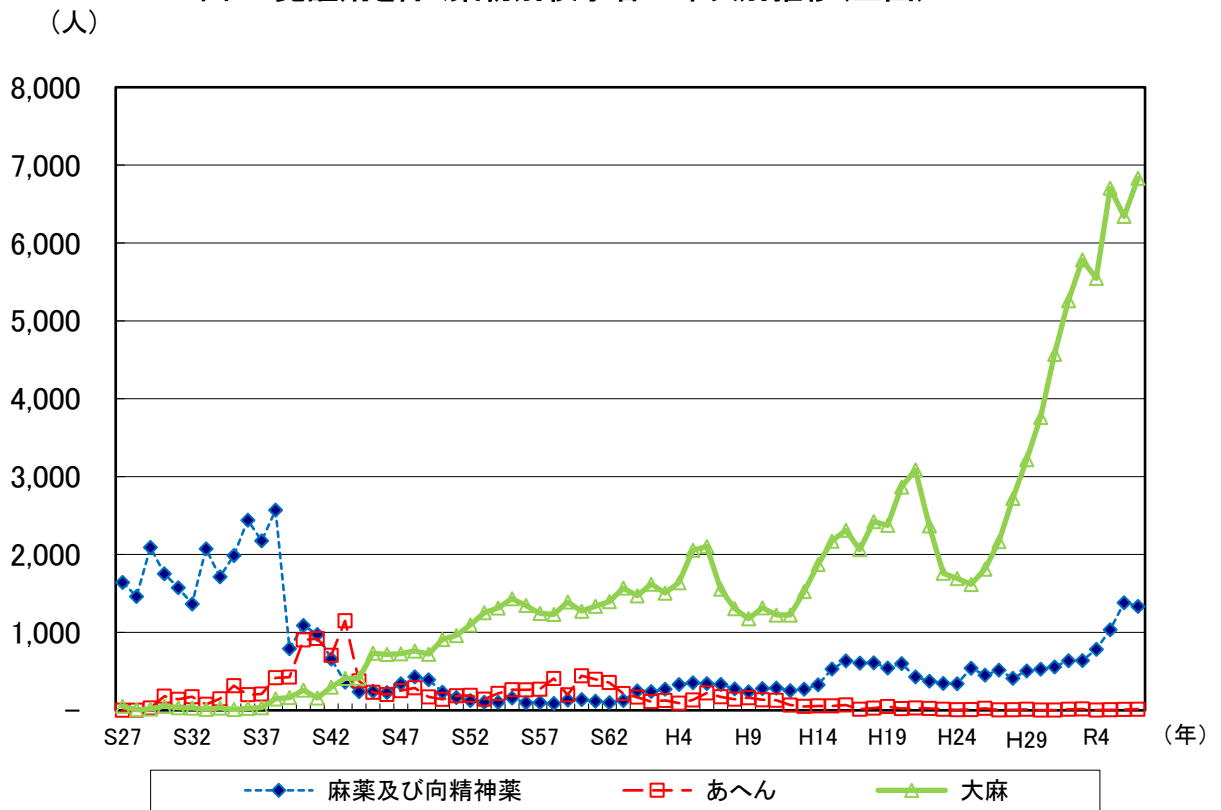


図3 薬物別検挙者・補導者の割合(R7年)

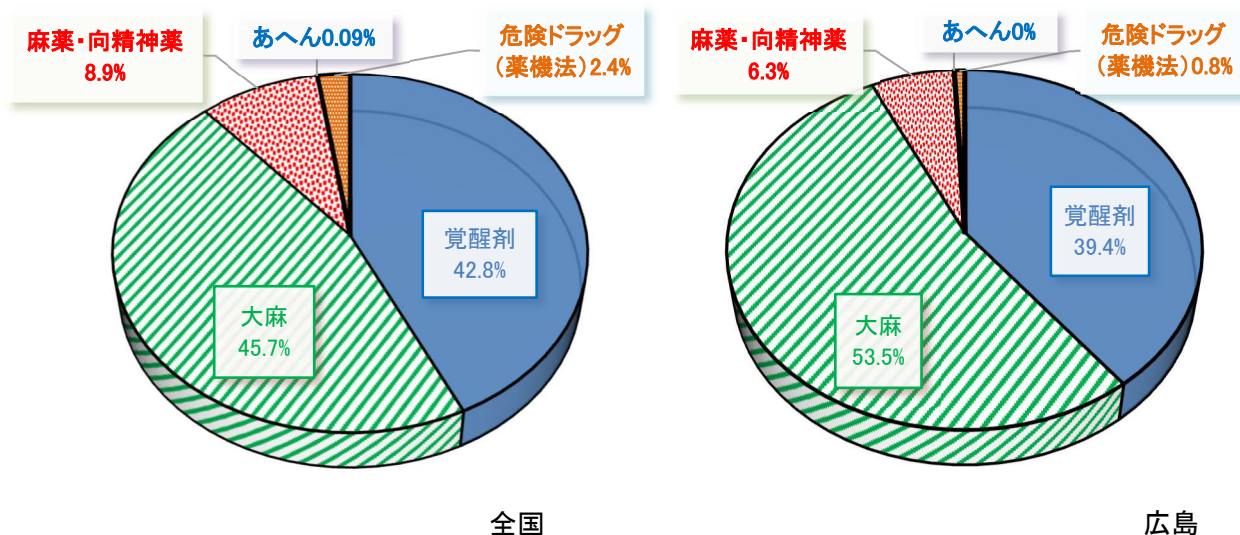


図4 覚醒剤事犯検挙者の年次別推移(全国・広島県 H16~R7年)

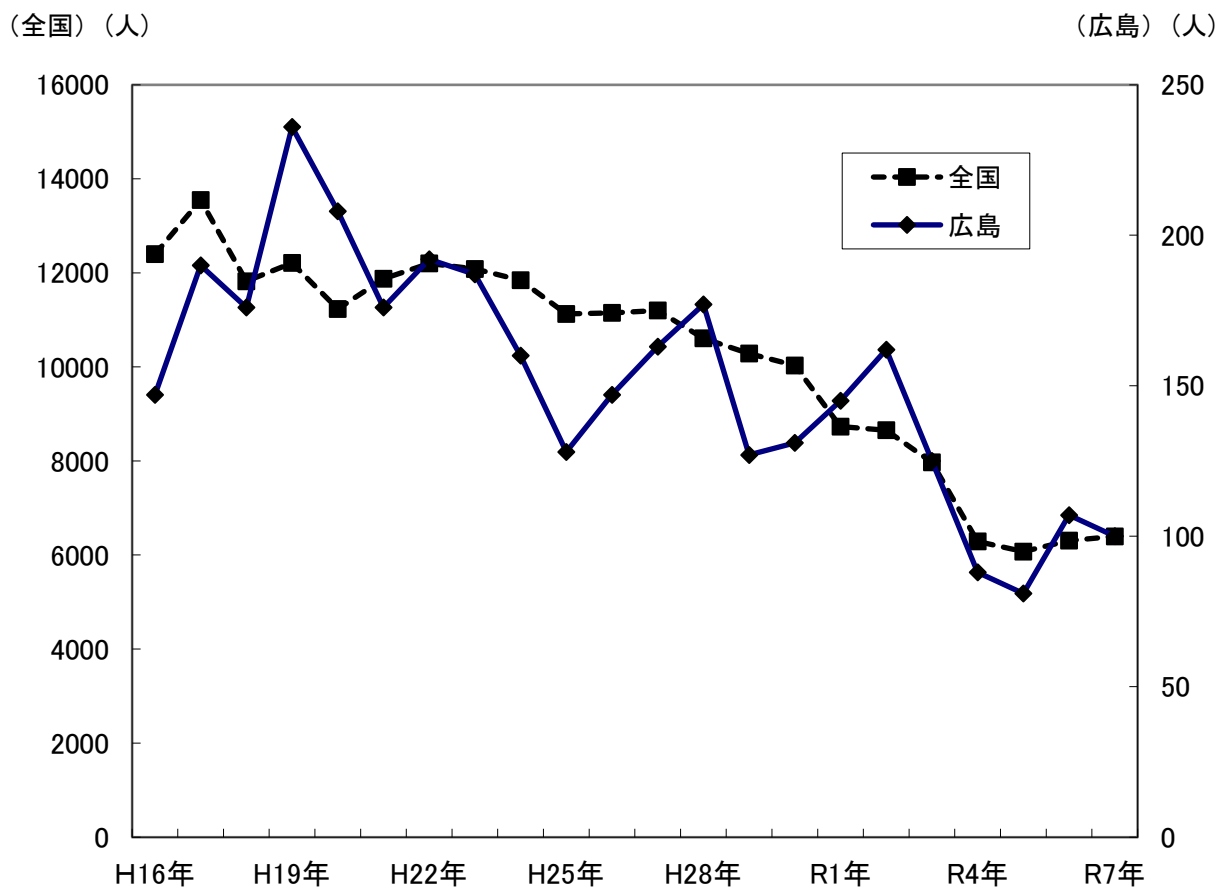


図5 覚醒剤事犯検挙者(未成年)の年次別推移(全国・広島県 H16～R7年)

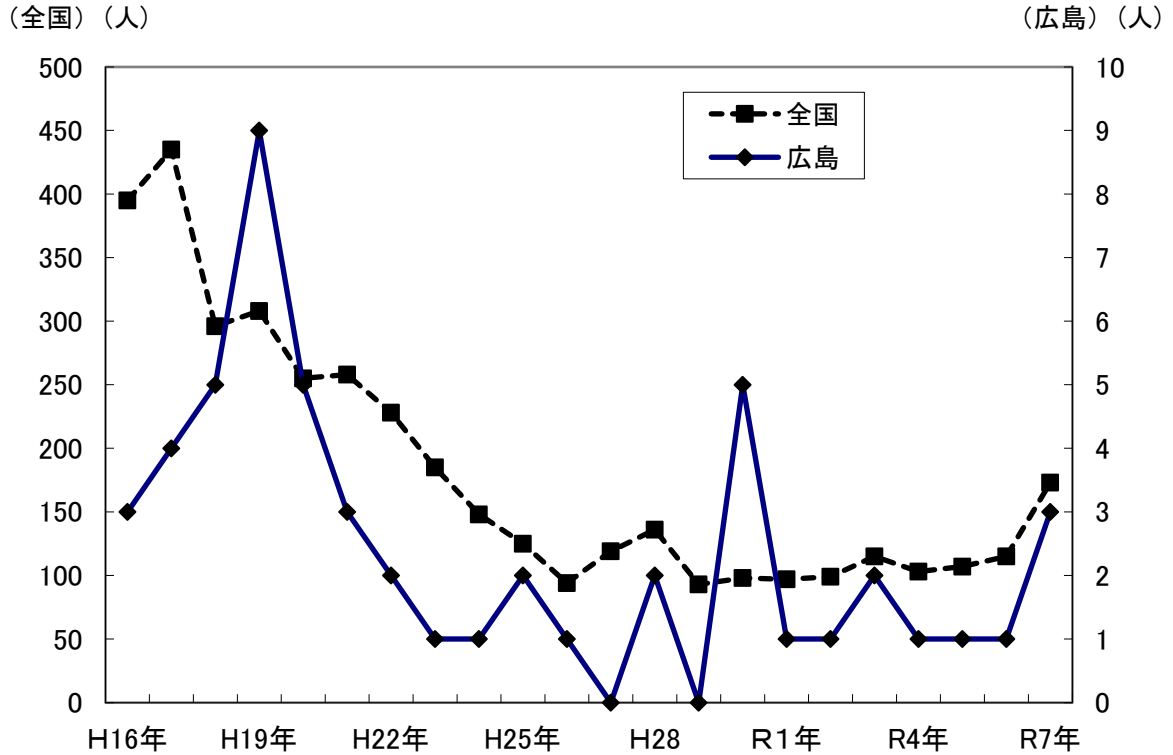


図6 大麻事犯検挙者の年次別推移(全国・広島県 H16～R7年)

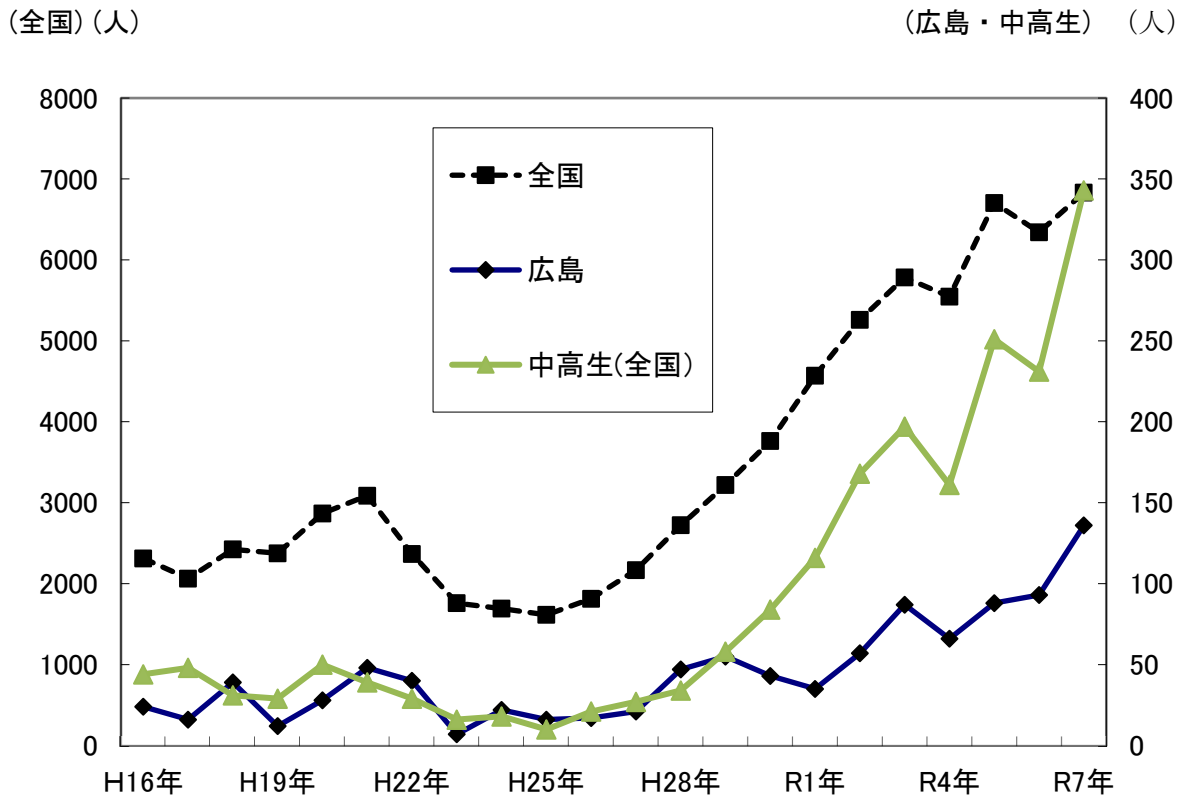


図7 シンナー事犯補導者(未成年)の年次別推移(全国・広島県 H16～R7年)

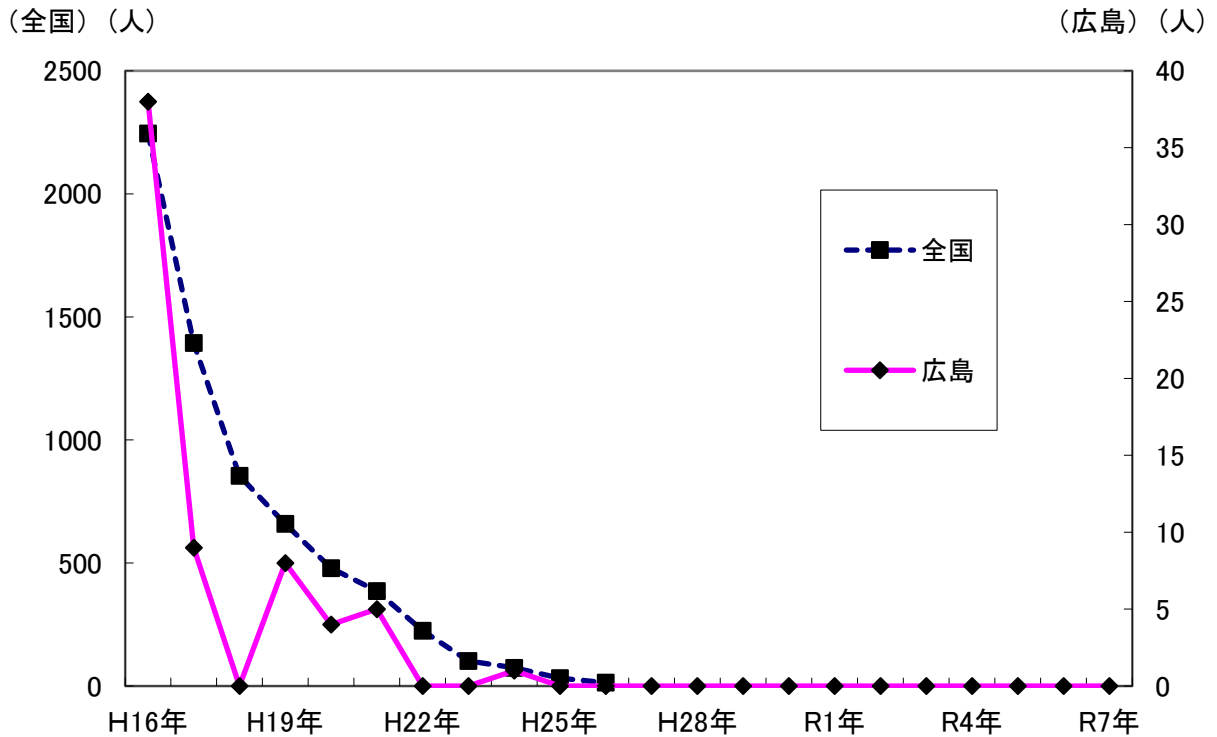
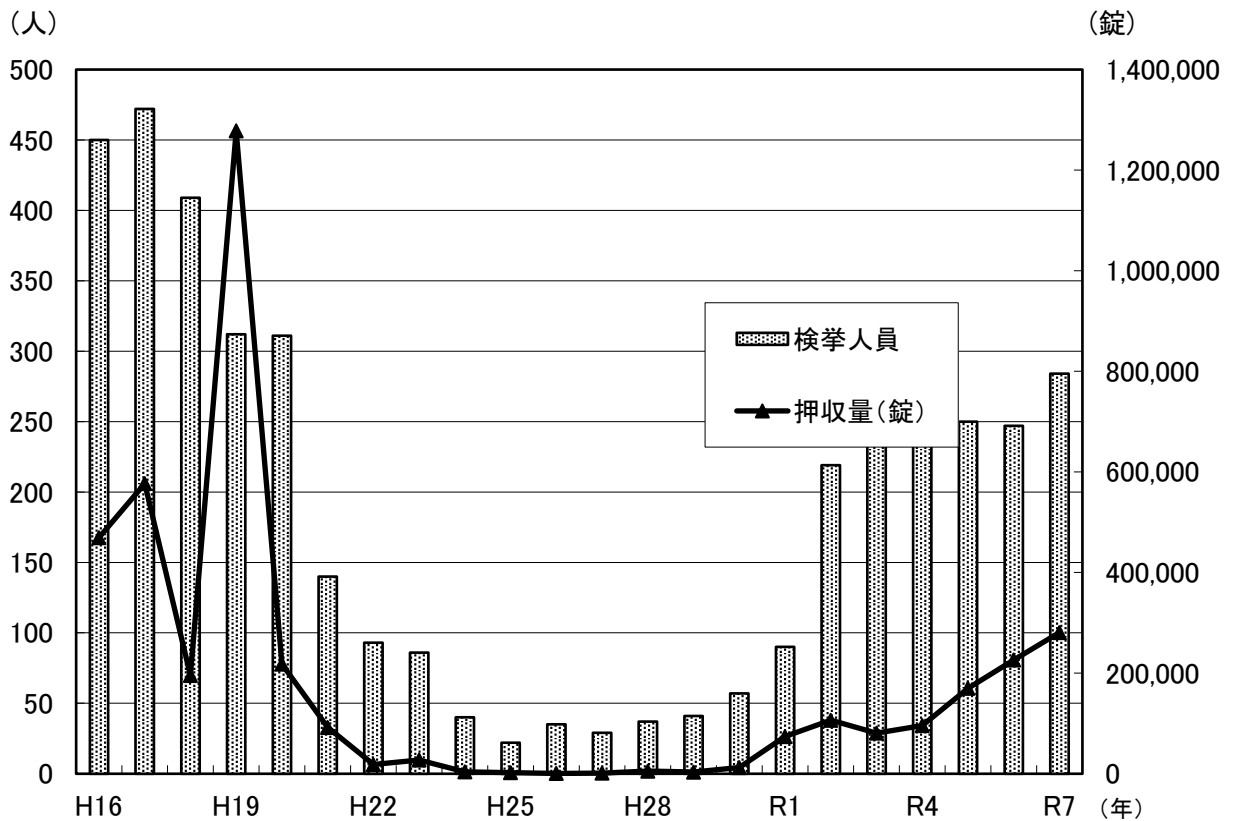


図8 MDMA等錠剤型合成麻薬事犯推移(全国 H16～R7年)



危険ドラッグ関係事犯検挙状況

※ 危険ドラッグとは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。以下同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

（広島県）

年別等 法令 (罪名)別	H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7	
	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員
指定薬物に係る 医薬品医療機器 法違反	9	3	0	0	1	1	2	1	8	4	8	4	19	14	2	2
うち乱用者による 単純所持・使用等	8	3	0	0	1	1	1	0	5	2	1	2	9	4	1	1
麻向法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	11	5	1	3	0	0
交通関係法令 違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他法令 違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	9	3	0	0	1	1	3	1	9	5	19	9	20	17	2	2

（全国）

適用法令別検挙人員

年別等 法令 (罪名)別	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
指定薬物に係る 医薬品医療機器 法違反	346	165	131	111	242	320	398	246
麻向法違反	48	17	19	34	37	104	259	120
交通関係法令 違反	1	0	0	0	0	0	0	0
その他法令 違反	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	396	182	150	145	279	424	657	366

乱用者の入手先別検挙人員

年別等 区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
検挙人員	368	172	140	123	264	395	615	341	
入手先別	密売人	32	19	6	8	44	76	114	72
	インターネット等	166	63	71	53	69	71	126	60
	友人・知人	45	30	18	10	23	39	78	49
	街頭店舗	33	10	3	2	5	19	69	43
	その他・不明	92	50	42	50	123	190	228	117

(※1) 同一被疑者で関連する余罪を検挙した場合でも、一つの事件として計上。

(※2) 複数の罪で検挙されている場合、主たる罪・人員として計上。

(※3) 指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙をいう。

(※4) 麻向法（麻薬及び向精神薬取締法）違反は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙をいう。

- (※5) 交通関係法令違反は、刑法(危険運転致死傷、自動車運転過失傷害)、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反(危険運転致死傷、過失運転致死傷)、道路交通法違反等をいう。
- (※6) 適用法令(罪名)は、検挙時点を基準として計上(交通関係法令違反の中には、送致時等の罪名変更のもの有り)。
- (※7) 乱用者による単純所持・使用等とは、平成26年4月1日から規制が新設された指定薬物の単純所持、使用、購入、譲り受けによる違反態様のうち、販売目的等により検挙された供給者側を除くものをいう。
- (※8) 交通関係法令違反及びその他法令違反には、規制薬物及び指定薬物が検出されなかった事件を含む。
- (※9) 危険ドラッグの検挙事件数・人員は、実務統計(警察庁において調査等により集計する数値)による。
- (※10) 平成26年11月25日、「薬事法」の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器法)」に変更。
- (※11) 平成26年から指定薬物以外の医薬品医療機器等法違反は、その他法令違反に計上。
- (※12) 広島県分は、県警察本部及び中国四国厚生局麻薬取締部分、全国は、警察庁確定値。

医薬品の過剰摂取(オーバードーズ)が原因と疑われる救急搬送状況

【注1】令和4年1月1日から令和7年12月31日までに、救急搬送によって受診した者のうち、初診時の傷病名に「OD」、「オーバードーズ」、「薬」かつ「過剰」等のキーワードが含まれているものを、広島県内13本部(局)の消防本部(消防局)の救急活動記録から集計したものである。

【注2】初診時の傷病名の記載内容は、地域などによって差があり、医薬品の過剰摂取が原因となっているものすべてを集計したものではないこと、または誤飲を含むこと等の理由から、「医薬品の過剰摂取(オーバードーズ)」が原因で搬送された事例を悉皆的に網羅しているものではなく、あくまで参考値として調査したものである。

調査対象

搬送人員のうち、初診時の「傷病名」に下記のワードが含まれるもの。

- ・「OD」、「Over dose」、「オーバードーズ」
- ・「薬」かつ「過剰」、「薬」かつ「過量」、「薬」かつ「多量」、「薬」かつ「大量」、「薬」かつ「中毒」

【令和4年】

年代		10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計	割合(%)
人数(人)	男性	7	16	47	23	26	27	12	9	7	174	30.0
	女性	2	46	108	62	67	64	22	17	18	406	70.0
	合計	9	62	155	85	93	91	34	26	25	580	
割合(%)		1.6	10.7	26.7	14.7	16.0	15.7	5.9	4.5	4.3		

【令和5年】

年代		10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計	割合(%)
人数(人)	男性	4	14	36	30	35	28	17	8	16	188	30.7
	女性	4	68	104	79	58	55	17	14	25	424	69.3
	合計	8	82	140	109	93	83	34	22	41	612	
割合(%)		1.3	13.4	22.9	17.8	15.2	13.6	5.6	3.6	6.7		

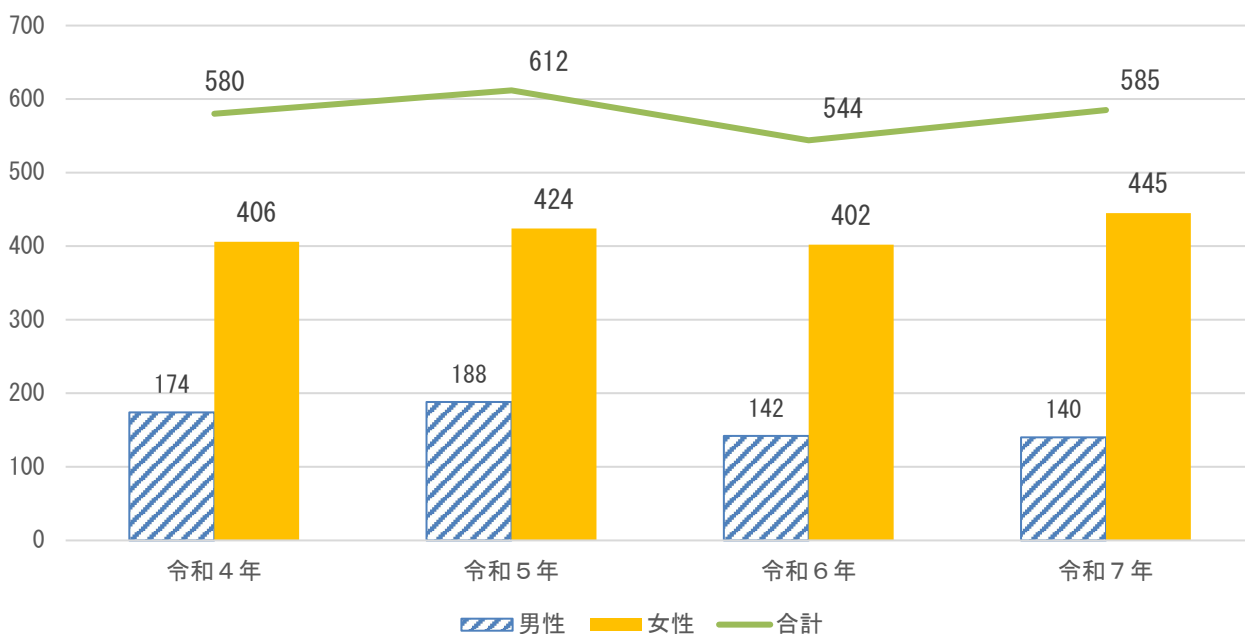
【令和6年】

年代		10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計	割合(%)
人数(人)	男性	1	17	31	25	19	22	12	7	8	142	26.1
	女性	3	53	126	74	48	39	22	21	16	402	73.9
	合計	4	70	157	99	67	61	34	28	24	544	
割合(%)		0.7	12.9	28.9	18.2	12.3	11.2	6.3	5.1	4.4		

【令和7年】

年代		10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計	割合(%)
人数(人)	男性	5	13	32	22	25	14	10	8	11	140	23.9
	女性	2	81	116	73	54	61	27	13	18	445	76.1
	合計	7	94	148	95	79	75	37	21	29	585	
割合(%)		1.2	16.1	25.3	16.2	13.5	12.8	6.3	3.6	5.0		

(人) オーバードーズ疑いの救急搬送人員 (令和4年～令和7年)



国の対策

厚生労働省は令和5年12月19日、乱用のおそれのある医薬品の適正な販売を薬局やドラッグストアなどに周知するよう都道府県などに通知した。

通知では、若者に薬を販売する際には薬剤師などが購入目的を十分に確認することが適切だとして、依存が疑われる人には副作用のリスクを伝えるなど情報の提供や確認を行うこととしている。

また、乱用をやめられないと悩む人から薬局などに相談が寄せられた場合は、都道府県や精神保健福祉センターなどに設けられている相談窓口を案内することを求めている。

このほか、乱用をやめようとしてもやめられない事例を薬剤師などが把握した場合は、薬物依存の疑いがあるケースとして厚生労働省の外郭団体に報告するよう求めている。

令和8年5月1日には薬機法が改正され、指定濫用防止医薬品の販売が厳格化された。

現在、厚生労働省のHPに「一般用医薬品の乱用（オーバードーズ）について」掲載されており、その中には小学生向け、中高生向けの啓発資材が公開されている。

指定濫用防止医薬品の指定成分

エフェドリン	コデイン	ジヒドロコデイン	ジフェンヒドラミン
デキストロメトルフアン	プソイドエフェドリン	プロモバレリル尿素	メチルエフェドリン

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）の概要（濫用等のおそれのある医薬品の販売）

【改正概要】

- 若年者を中心に一般用医薬品の濫用が社会問題化。濫用防止に関する周知・啓発等の取組等も含め対策が行われている。
- 販売規制においても、現状の制度（※）では遵守状況不十分な状況であり、実効性を高める必要がある。
 ※薬局等の遵守事項として、省令等により、若年者への氏名年齢の確認、適正使用に必要な量（原則1包装）のみの販売、それ以上購入する場合の理由の確認を求めている。
- このため、指定する成分を含む一般用医薬品等を指定濫用防止医薬品として法令に位置づけ、販売時の確認（他店での購入状況や購入者の状況等）や情報提供等の販売方法に関する事項を薬局等の遵守事項から独立させた規定として整備（下表）。
- 製品への対応として、医薬品の外箱に注意喚起等を表示する。

	現状（省令で規定）		改正後（法令上に位置づけ）		
	若年者	若年者以外	若年者（注1）	若年者以外	
○：義務 —：規定なし	（包装サイズ区別なし）		小容量（注2）	小容量	複数・大容量
確認・情報提供の方法	（通常の一般用医薬品と同様）		対面orオンライン（注3）	対面、オンラインor通常のインターネット販売等	対面orオンライン
購入者への確認・情報提供	○氏名・年齢（若年者の場合） ○他店での購入状況の確認 ○複数購入の場合の理由の確認		○氏名・年齢（若年者及び必要な場合（注4）） ○購入者の状況の確認及び濫用等にかかる情報提供の実施 ○他店での購入状況の確認 ○複数購入の場合の理由の確認		
同一店での頻回購入対策	—		○（頻回購入対策を整理した手順書を整備し対応）		
陳列場所	（指定第二类医薬品として、情報提供場所から7m以内）		購入者の手の届かない場所 / 継続的に配置された専門家から目の届く範囲* （購入者の状況を適切に確認できる必要な体制の整備を前提）		

- 注1 省令において、18歳未満と規定。
 注2 省令及び告示で定める数量として、5日分（風邪薬・解熱鎮痛薬・鼻炎内服薬は7日分）以下の用法・用量の成分量を含む1包装単位を小容量とし、それを超える数量を大容量とすることを想定。若年者には複数・大容量製品は販売しない。
 注3 ビデオ通話など、映像と音声によるリアルタイムでの双方向通信をいう。
 注4 オンラインによらないインターネット販売等の場合のほか、対面又はオンラインによる販売において若年者でないことが確実に確認できる場合のうち、購入者の状況も踏まえ資格が必要と判断する場合などを想定。また、複数・大容量製品の販売の際には、若年者でないことの確認として年齢確認が必要。

<令和7年度第3回薬事審議会医薬品等安全対策部会 資料>から抜粋

県の取組み

令和8年2月1日～28日までの間、「薬物乱用の抑制」、「薬物依存症治療の促進」を目的とし、オーバードーズ疑いの救急搬送が多い若年層の女性をターゲットとし、LINEで薬物相談窓口の広告掲載を行った結果、広告は県民（15～29歳）の画面に578万回表示され、そのうち広告をクリックし相談窓口のホームページにアクセスした回数は約21,600回であった。比較的低年齢の層（15～19歳）の方が20歳以上の層よりも表示回数及びクリック率が共に高く、広告を表示することで相談窓口の存在を未成年者に周知でき、薬物乱用防止に貢献できた。



【広島県】薬物乱用に関する相談窓口
 「家族が薬を大量に使っている」「友人に薬を勧められた」などお悩みはありませんか？
 医薬品の過剰摂取は社会問題となっています。安心して気軽にご相談下さい。

令和8年度広島県薬物乱用対策推進要領（案）

広島県薬物乱用対策推進本部

1 趣旨

令和7年の広島県の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人員が、集計が残っている平成13年以降、初めて100人を超え、最多となった。覚醒剤事犯の検挙人員も、令和4年に大きく減少したが再び増加傾向にあり、全体の約4割を占める結果となった。

特に、大麻事犯の検挙人員の7割以上が30歳未満で、若年層における大麻の蔓延が深刻化しているとともに、風邪薬や咳止め等の市販薬の過剰摂取（いわゆるオーバードーズ）による救急搬送も、若年層を中心に発生している状況にある。

このような状況を踏まえ、令和5年8月に国が、「大麻乱用期への総合的な対策の強化」や「再乱用防止対策における関係機関と連携した“息の長い支援”の強化」、「サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化」、「国際的な人の往来増加への対応強化」等を掲げ策定した「第六次薬物乱用防止五か年戦略」との整合を図りつつ、本県の実情に応じた今年度の薬物乱用防止に関する実施事項を定め、関係行政機関・団体が緊密に連携して、総合的かつ効果的な対策を推進することとする。

2 主唱及び実施機関

この要領は、広島県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）が主唱し、関係行政機関・団体が施策を推進するものとする。

3 重点施策

(1) 若年層に対する広報啓発活動の積極的な推進

- ・ 乱用著しい大麻をはじめとする違法薬物の危険性・有害性を正しく認識させるべく、関係機関が連携して薬物乱用防止教室を充実強化する。
- ・ 他の規制薬物に比べ若年層の割合が高い大麻については、特に、若年層が多く利用するSNSや動画配信サイトにおける啓発活動を実施する。
- ・ ウェブサイトやリーフレット等の広報媒体のほか、研修会、講習会、各種運動等のあらゆる機会を通じた相談窓口の周知により相談機関の積極的な活用を図る。

(2) 取締りの徹底と厳正な処分及び水際対策の推進

- ・ 薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅するとともに、需要側である末端乱用者の取締りにより、薬物の流通阻止や規範意識の維持向上による需要の削減を図る。
- ・ 密輸等に関する情報収集・分析能力を高めるとともに、関係機関が連携して水際における薬物取締体制を強化することにより、不正薬物の密輸阻止に向けた水際対策の徹底を図る。

(3) 薬物乱用者に対する医療対策、社会復帰等の推進

- ・ 刑事施設等入所中から保護観察を経て地域移行に至るまでの継続的かつ長期的な指

導・支援を実施する。

- ・ 医療従事者、関係機関等に対して、本県が作成した回復プログラム(HIMARPP)の普及啓発を図る。
- ・ 刑事司法関係機関での対応を終えた後も地域社会の中で引き続き適切な支援を受けられることができるよう、地域の医療・保健・福祉機関と連携を図り、適切な機関へつなげる。

4 実施事項

令和8年度に実施する対策は、別紙のとおりとする。

5 連絡

この要領における施策の推進に当たり、本部は、関係行政機関・団体と相互に緊密な連絡を図る。

6 報告

関係行政機関・団体は、この要領に基づく実施結果を取りまとめて、令和9年4月9日(金)までに本部に報告するものとする。

第1 広報啓発活動の積極的な推進

実 施 事 項	主な実施機関・団体
<p>1 各種広報活動の推進 薬物乱用の恐ろしさとその弊害を広く県民に周知するとともに、乱用防止対策に関する県民一般の理解と協力を得るため、次の対策を実施する。</p> <p>(1) 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットのほか、競技場や街頭の大型ディスプレイ等を活用するなど、多様な広報媒体による広報を実施する。特に、若年層の目に入りやすいSNSでの啓発活動にも力を入れる。</p> <p>(2) 県、市町その他関係機関・団体の広報紙等の活用による広報を実施する。</p> <p>(3) ポスター・パンフレット・リーフレット等の啓発資料の作成、配布及びその活用による広報を実施する。</p> <p>(4) 立看板、懸垂幕等の掲示及び薬物乱用防止広報車による広報を実施する。</p> <p>(5) 講習会等の開催及び視聴覚教材の貸出しによる広報を実施する。</p>	<p>・本部及び本部構成機関・団体</p>
<p>2 各種指導者層を通じての啓発活動の推進</p> <p>(1) 学校医、学校薬剤師、薬事衛生指導員、保護司、更生保護女性会員、民生委員その他関係団体の指導者の薬物乱用問題に関する認識を高め、研修等を通じて、薬物乱用防止活動への理解と協力を得るよう努めるとともに、指導力の強化を図る。</p> <p>(2) 広島県薬物乱用防止指導員を全県に配置し、地域社会に密着したきめ細かい活動の実践と、各地区の指導員協議会による街頭活動等の実施により、地域に根差した啓発活動の展開を図る。また、研修等を通じて、防止活動に関する理解と協力を得るよう努めるとともに、指導力の強化を図る。</p>	<p>・広島保護観察所 ・一般社団法人広島県医師会 ・公益社団法人広島県薬剤師会 ・広島県教育委員会 ・広島県警察本部 ・広島県環境県民局 ・広島県健康福祉局 ・広島県立総合精神保健福祉センター</p>
<p>3 青少年に対する指導、啓発活動の強化 薬物乱用の危険性に関する指導・啓発を、青少年に対して継続して実施し、青少年による薬物乱用の根絶を目指す。</p> <p>(1) 学校においては、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」に加え、「総合的な学習の時間」として例示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題に関する学習活動等を活用しながら、教育活動全体を通じて指導を行うことにより、児童、生徒に対する薬物乱用防止教育の充実を図る。</p> <p>(2) 教職員研修会の実施等により薬物乱用防止教育の充実を図る。</p> <p>(3) 低年齢層やその保護者世代を対象として、地域における薬物乱用防止に関する対話集会を開催する。</p>	<p>・広島少年鑑別所 ・広島少年院 ・貴船原少女苑 ・広島税関支署 ・中国四国厚生局麻薬取締部 ・広島労働局 ・一般社団法人広島県医師会 ・公益社団法人広島県薬剤師会 ・広島県教育委員会 ・広島県警察本部 ・広島県環境県民局 ・広島県健康福祉局</p>

実 施 事 項	主な実施機関・団体
<p>(4) すべての中学・高等学校において、薬物に対する正しい知識と乱用の恐ろしさについての指導を行う「薬物乱用防止教室」を、麻薬取締官 OB、警察職員、薬物専門講師、学校医、学校薬剤師等の協力を得て、少なくとも年1回開催する。また、小学校では、地域の実情に応じ、開催に努める。特に、危険ドラッグの弊害についての啓発を行う。</p> <p>(5) ライオンズクラブ等の関係団体と連携して、ヤング薬物乱用防止指導員(大学生)による小中学校での薬物乱用防止教室の実施等、若年層による薬物乱用防止活動を推進する。</p> <p>(6) 大学等の学生による薬物乱用を防止するため、大学等が行う啓発事業を支援する。</p> <p>(7) 学校・家庭・地域が一体となった学習が可能となるよう、啓発指導者の育成を図る。</p> <p>(8) 薬物乱用防止の啓発に重点を置いて、小・中・高校生、教育機関を対象とした税関見学会及び税関職員の講師派遣(特別授業)を拡充する。 また、青少年向け薬物密輸防止啓発ポスターを、青少年の目によく触れる空港や公共スペースを中心とした場所に重点的に掲示する。</p> <p>(9) 児童生徒に正しい知識を習得させるため、薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等を作成・配布する。</p> <p>(10) 児童生徒等の薬物等の認識の定着、薬物乱用の実態等に関する定期的な調査を実施する。</p> <p>(11) 教職員・保護者を対象に講習会を開き、学校・家庭における薬物乱用防止教育等の啓発活動を推進する。</p> <p>(12) 労働関係機関・青少年労働関係団体等における有職・無職少年を対象として、啓発指導の充実を図る。</p> <p>(13) 児童自立支援施設の入所児童に対し、引き続き、薬物乱用防止教室を実施する。</p> <p>(14) 有職・無職少年に対し、あらゆる機会を通じて、薬物乱用防止教育の充実を図る。</p> <p>(15) 勤労青少年ホームの館長及び指導員に対し、薬物乱用問題に関する認識を高めさせるとともに、事業主及び勤労青少年に対して知識の普及を図る。</p> <p>(16) 学校警察連絡協議会、職場警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、薬物の有害性・危険性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請等、学校関係者等との連絡を一層強化する。</p> <p>(17) 児童委員、少年補導補助員、BBS (Big Brothers and Sisters) 会員、青少年健全育成関係指導者その他各種青少年関係団体の指導者に対し、薬物乱用問題についての認識を高めさせ、協議会等の機会を設け、その理解と協力を得るよう努めるとともに、その指導力の強化を図る。</p> <p>(18) 若年層に対し、違法薬物だけでなく、市販薬・処方薬の過剰服用(オーバードーズ)の危険性や、正しい薬の使い方についての教育を実施する。</p> <p>(19) <u>ウェブサイトやリーフレット等の広報媒体のほか、研修会、講習会、各種運動等のあらゆる機会を通じて相談窓口を周知する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広島税関支署 ・中国四国厚生局麻薬取締部 ・広島労働局 ・一般社団法人広島県医師会 ・公益社団法人広島県薬剤師会 ・広島県教育委員会 ・広島県警察本部 ・広島県環境県民局 ・広島県健康福祉局

実 施 事 項	主な実施機関・団体
<p>4 各種団体の協力等による啓発活動の推進</p> <p>(1) 自動車運送事業者等に対する運行管理者研修、整備管理者研修、査察等において、薬物乱用問題に関する啓発活動を行う。</p> <p>(2) 海事・漁業・海洋レジャー関係者等の講習会において、薬物乱用問題に関する認識を深めさせ、乱用防止対策及び密輸入関連情報の提供についての協力を要請する。</p> <p>(3) 旅客船・フェリー及び漁船の船主等に薬物乱用問題に関する認識を深めさせ、防止対策への協力を要請する。</p> <p>(4) 航空会社、旅行会社等に対してパンフレットの配布等を行い、海外旅行者への不正薬物の規制に関する広報活動への協力を要請する。</p> <p>(5) 青少年が多く集まるなど、薬物の乱用、密売が行われる恐れのある場所の管理者等に対して薬物乱用の実態、乱用者の発見、警察への情報提供、捜査への協力等に関する説明、指導等を行い、薬物乱用を助長する環境の解消に努める。</p> <p>(6) 風俗営業等関係団体に対する協議会の開催などにより、薬物乱用問題に関する認識を深めさせ、薬物乱用防止対策への協力を要請する。</p> <p>(7) 防犯組合等地域安全関係団体に対して、平素の地域安全活動、防犯広報紙等を活用して、薬物の乱用防止が図られるよう協力を要請する。</p> <p>(8) 通関業者等の輸出入関係業界に対して、薬物乱用問題に関する認識を深めるよう指導し、薬物の密輸入防止対策に係る情報提供等の協力を要請する。</p> <p>(9) 税関職員又は海上保安官を派遣して、漁協や地域住民に対して広報活動を展開し、地方港・不開港における密輸入情報を収集する。</p> <p>(10) 運転免許証更新時講習・安全運転管理者講習会に際し、薬物使用運転防止に係る指導を通じて、薬物乱用の弊害に関する啓発を行う。</p> <p>(11) 向精神薬の流通及び医療に係る団体との情報交換等や乱用防止に向けた自主的な対策の確立を促すなどの指導により、乱用防止の推進を図る。</p> <p>(12) 労働基準協会・各種労働災害防止団体を通じて企業に対する啓発を行い、薬物乱用問題に関する認識を深める。</p> <p>(13) 建設業界に対して、各種会議を通じ、薬物乱用問題に関する認識を深める。</p> <p>(14) 金融機関等に対して、薬物対策の重要性に関する認識を深めさせ、薬物不正取引に係る不正資金の流通等の防止が図られるよう協力を要請する。</p> <p>(15) 公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターと連携して、関係機関・団体が実施する各種啓発活動を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広島税関支署 ・広島出入国在留管理局 ・中国運輸局広島運輸支局 ・第六管区海上保安本部 ・広島海上保安部 ・広島労働局 ・広島県警察本部 ・広島県健康福祉局

第2 取締りの徹底と厳正な処分及び水際対策の推進

実 施 事 項	主な実施機関・団体
<p>取締りの徹底と厳正な処分及び水際対策の推進 薬物密売組織の壊滅を図るとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する。薬物の密輸を水際でくい止める。</p> <p>(1) 密輸入の水際対策による徹底した取締りを実施する。 (2) 不法入国・滞在外国人等に対する取締りを強化する。 (3) 巧妙化する密売方法への対応を強化する。 (4) 潜在乱用者の発見及び末端乱用者への徹底した取締りを実施する。 (5) 覚醒剤・大麻等乱用青少年の早期発見及び補導活動の徹底並びに助長・乱用事犯の徹底した取締りを実施する。 (6) 覚醒剤・大麻等の中毒者等による事件・事故の未然防止対策を強化する。 (7) 覚醒剤・麻薬事犯の徹底した捜査及び厳正な処分を実施する。 (8) 麻薬特例法や通信傍受法を活用した薬物犯罪組織壊滅のための取締りを徹底する。 (9) 多様化する乱用薬物への対応を強化する。 (10) 不正大麻・けし栽培の取締りを強化する。 (11) 医療機関、取扱業者、薬局等への保管・管理（<u>指定濫用防止医薬品の販売方法等を含む。</u>）に係る指導監督を徹底する。 (12) 注射器販売業者等に対する指導を徹底する。 (13) 「覚醒剤取締強化月間」等を実施する。 (14) 法律執行機関等関係機関が相互に情報交換、合同訓練等を通じて連携を図るとともに、必要に応じて合同捜査等を積極的に実施する。 (15) 向精神薬等の不正流出防止対策を実施する。 (16) 危険ドラッグのデリバリー及びインターネット販売への対応を強化する。 (17) 関係機関の連携を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広島地方検察庁 ・広島出入国在留管理局 ・広島税関支署 ・中国四国厚生局麻薬取締部 ・第六管区海上保安本部 ・広島海上保安部 ・広島労働局 ・広島県警察本部 ・広島県健康福祉局

第3 薬物乱用者に対する医療対策、社会復帰等の推進

実施事項	主な実施機関・団体
<p>薬物乱用者に対する医療対策、社会復帰等の推進 薬物乱用者の治療、社会復帰の支援によって再乱用を防止するとともに、家族への支援を充実させる。</p> <p>(1) 関係機関相互の連絡の緊密化・不審者の発見の励行等による薬物乱用者等に関しての実態把握を徹底する。</p> <p>(2) 矯正施設収容中の薬物依存・中毒者等に対する処遇方策の充実強化する。</p> <p>(3) 薬物乱用少年による再乱用を防止するため、関係機関との連携を図り、カウンセリング等のフォローアップを実施する。</p> <p>(4) 覚醒剤・大麻等の中毒者に対する医療保護の充実に関して、医療機関・取締機関の連携を強化する。</p> <p>(5) 覚醒剤・大麻等に関する相談電話・相談窓口の設置等相談体制の充実と利用促進に向けた周知を徹底する。</p> <p>(6) 精神保健福祉センターの家族教室、保健所の相談窓口等の関係機関の機能を活用し、薬物依存・中毒に陥った少年の家族に対する支援を強化する。</p> <p>(7) 薬物乱用・依存に関する相談・指導業務のネットワーク構築を推進する。</p> <p>(8) 薬物事犯関係の保護観察対象少年に対する保護観察官の面接回数を増やすなど、断薬指導を強化する。</p> <p>(9) 薬物事犯関係を含む保護観察対象少年及びその保護者等に対する集団処遇を、より積極的に実施する。</p> <p>(10) 保護観察対象者に対する簡易尿検査等の実施により、再乱用防止を図る。</p> <p>(11) 保護観察対象者の再乱用を防止するため、薬物再乱用防止プログラムを個別又は集団で実施する。</p> <p>(12) 薬物依存離脱指導の指定を受けた受刑者のうちA指標受刑者（犯罪傾向が進んでいない者）について、原則全員に対し薬物依存離脱指導を実施する。</p> <p>(13) 仮釈放されるA指標受刑者のうち、刑事施設において薬物依存離脱指導を受けることができなかった者に対し、保護観察所における再乱用防止に関する指導を強化する。</p> <p>(14) 刑の一部執行猶予制度について、その適用者の多くが薬物事犯者であることから薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを踏まえて、処遇の充実強化を図る。</p> <p>(15) 保護観察所において、薬物事犯者の引受人を対象とした引受人会を積極的に開催し、家族等を含めた支援の充実を図る。</p> <p>(16) 民間団体の活動支援や関係機関との連携に努め、薬物事犯検挙者の再乱用防止につながる対策を強化する。</p> <p>(17) 薬物乱用及び薬物依存症に関して、差別や偏見から依存症者が再犯に至ることがないように、正確な広報を実施する。</p> <p>(18) 刑事司法手続きを終了した人に対し、薬物依存症等の治療を行う専門医療機関の連絡先等の情報を提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中国矯正管区 ・広島刑務所 ・広島拘置所 ・広島少年鑑別所 ・広島少年院 ・貴船原少女苑 ・広島保護観察所 ・中国四国厚生局麻薬取締部 ・一般社団法人広島県医師会 ・公益社団法人広島県薬剤師会 ・広島県教育委員会 ・広島県警察本部 ・広島県健康福祉局 ・広島県立総合精神保健福祉センター

(注) この要領に基づく対策は、関係機関・団体等が連携して推進するものであり、主な実施機関名を本部構成機関・団体のうちから掲げている。